

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る 改善措置報告書を踏まえた追加検査（フェーズⅡ）の検査計画

令和 3 年10月20日
原子力規制庁

1. 経緯・趣旨

令和 3 年 9 月 22 日付けで東京電力ホールディングス株式会社から提出があった「IDカード不正使用および核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる改善措置報告書」（以下「東電報告書」という。）について、追加検査（フェーズⅠ）で把握した内容との異同及び原因と対策の対応関係の精査を踏まえ、追加検査（フェーズⅡ）の検査計画について諮る。

2. 追加検査（フェーズⅡ）の検査計画（別紙）

追加検査（フェーズⅡ）では、

- ・ 追加的に事実関係の確認を要すべき事項
- ・ よりの確に分析すべき事項
- ・ 改善措置計画の実施状況とその効果

の 3 点を柱とする。

なお、改善措置計画については講じる対策の実施時期を、短期（半年以内）、中期（1年以内）、長期（1年以上）としているため、これらの実施状況に合わせて検査を行うこととするが、検査の進捗、対策の実施、核物質防護規定の変更の状況等を踏まえ、適宜スケジュールを見直す。

(1) 追加的に事実関係の確認を要すべき事項

①東京電力の特徴の把握

今回の事案が東京電力の全社的な問題なのか、柏崎刈羽原子力発電所に固有の問題のかなどを明らかにするための実態調査を行う。

②「カイゼン活動」の取組と核物質防護措置等との関係

核物質防護設備のリースから買取りへの変更が、震災後の東京電力大のコストダウンの取組の一環として行われたことが確認されており、いわゆる「カイゼン活動」の取組が核物質防護措置の質などにどのような影響を与えたかを調査する。

③新たに確認を行うもの

以下の事実関係について調査する。

- ・機能復旧に30日以上経過している際に防護関係者にアラートを発信する仕組み
- ・変更管理基本マニュアルによる影響評価の実施要求
- ・原子力運営管理部長による点検長期計画の作成指示

(2) よりの確に分析すべき事項

核セキュリティ文化・安全文化の視点を含め、独立検証委員会（第三者委員会）による分析も参照しつつ、本件に係る直接原因や根本原因を整理した上で、東電報告書では十分に分析されていないと考えられる事項を特定し、これに関する原子力規制庁としての分析・評価を行う。

(3) 改善措置計画の実施状況とその効果

東電報告書では改善措置計画の項目が列記されているが、その実現に向けたプロセス（いわゆるP D C A）や活動内容が具体的に示されていないため、東京電力に対し追加検査の中で具体的な実施計画を求めた上で、その内容と進捗に応じて改善措置計画の実施状況とその効果を確認する。

その際、平成27年10月の福島第二原子力発電所における核物質防護規定違反（警報表示機能の停止事案）を踏まえた再発防止策*の状況も併せて確認する。

なお、すでに実施済みのものについては、直ちに、措置の内容、実施プロセス、効果について検査を開始する。

また、核物質防護規定の変更を要するものについては、追加検査と並行して審査を進める。

- *法令の理解および核セキュリティに対する意識向上
- 核物質防護業務に係る組織的なチェック機能の強化
- 監視業務に係る環境整備の強化

3. 今後の予定

本日報告した検査計画について、原子力規制委員会の了承が得られ次第、検査を開始する。

また、検査の実施状況や検査項目等については、随時、原子力規制委員会へ報告し、審議を行いながら追加検査を進める。

追加検査（フェーズⅡ）のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	
原子力規制委員会 への報告 検査項目	▲ 9/22 東電報告書受理							
			→随時、委員会へ検査状況等を報告					
追加的に事実関係の確認を要すべき事項								
①東京電力の特徴の把握		東京電力の全社的な問題なのか等の実態調査						
②「カイゼン活動」の取組と核物質防護措置等との関係		核物質防護措置の質等の影響調査						
③新たに確認を行うもの		アラート発信の仕組み等の事実確認						
よりの確に分析すべき事項								
○核セキュリティ文化・安全文化		直接原因・根本原因の整理、原子力規制庁としての分析・評価						
改善措置計画の実施状況とその効果								
○改善措置計画		計画の具体化の要求、実施状況と効果の確認						

▲
区分変更等の審議

検査結果のとりまとめ

別紙